

平成 22 年度 (第 41 事業年度)

事業計画書

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

財団法人 日本システム開発研究所

業務関係

1. 調査研究事業

(i) 受託調査研究

国（各省庁）・独立行政法人・地方自治体・公益法人等及び民間機関からの委託業務として、下記の調査研究を行います。

< 行財政の効率化 >

- (1) 財政制度に関する調査研究
- (2) 予算編成、政策評価に関する調査研究
- (3) 公会計・資産評価に関する調査研究
- (4) 公共事業評価システムに関する調査研究

< 産業・情報 >

- (1) 知的財産政策に関する調査研究
- (2) 地域の情報化推進に関する調査研究
- (3) 輸出関連産業の将来展望に関する調査研究
- (4) プラント・エンジニアリング多角化対策に関する調査研究
- (5) 安全・安心産業に関する調査研究

< 資源エネルギー・環境 >

- (1) エネルギーの有効利用・自然エネルギーの活用に関する調査研究
- (2) 未利用エネルギー(バイオマス)の有効利用に関する調査研究
- (3) エコ燃料の事業性と市場化に関する調査研究
- (4) 地球温暖化対策に関する調査研究
- (5) 低CO₂自動車調査研究
- (6) 地域の環境保全に関する調査研究
- (7) 循環型経済社会の構築に関する調査研究

< 生活・教育・文化 >

- (1) 長寿社会における福祉・余暇・医療などの国民生活に関する調査研究
- (2) 高齢者の能動的自立支援方策に関する調査研究
- (3) 少子高齢社会における社会教育行政のあり方に関する調査研究
- (4) 青少年の健全育成に関する調査研究
- (5) 芸術文化活動の育成・振興方策に関する調査研究
- (6) 男女共同参画社会の推進に関する調査研究
- (7) 安全・安心な食の流通と農業・農村活性化方策に関する調査研究

< 都市・地域整備・交通運輸・防災・その他地域課題 >

- (1) 国土計画、国土形成に関する調査研究
- (2) 社会資本ストックの有効活用に関する調査研究
- (3) 森林、土地、水資源などの国土資源の活用と保全方策に関する調査研究
- (4) 治山・林道・造林事業における事業評価調査研究
- (5) 地域・都市開発に関する調査研究及び計画
- (6) 中心市街地活性化に関する調査研究及び計画
- (7) 積雪寒冷地域の活性化と定住環境整備に関する調査研究
- (8) 中山間地域等の振興・活性化に関する調査研究
- (9) 沿岸域圏の総合的な管理計画に関する調査研究

- (10) 港湾・漁港等の臨海部空間の活用に関する調査研究
- (11) 観光産業の振興と地域間交流の活性化に関する調査研究
- (12) 「新たな公」による地域づくりのあり方に関する調査研究

() 自主研究

- (1) 行財政管理及び予算編成に関する研究
- (2) 地方公共団体の公会計に関する調査研究
- (3) 国・地方公共団体における政策評価手法導入に関する調査研究
- (4) 人口減少社会における公共投資のあり方に関する調査研究
- (5) 地方分権下における国と地方公共団体の役割分担に関する調査研究
- (6) 新たな地方自治のあり方に関する研究
- (7) ITを活用した地域社会の生活高度化に関する研究
- (8) 安全・安心な国土形成に関する調査研究
- (9) 沿岸域の総合的な管理計画推進方策に関する調査研究
- (10) 豪雪地帯対策の総合的な評価手法に関する調査研究
- (11) 人口減少社会における新しい土地利用秩序のあり方に関する研究
- (12) その他

() 研究員の派遣

(1) 国内派遣

主として公的機関に対し、研究員を委員、講師等として派遣いたします。

(2) 海外派遣

業務及び研修のために、研究員を海外に派遣いたします。

2. システム開発等事業

() 公共コンピュータのシステム開発

公共コンピュータ部門は、平成元年より約20年にわたり、官庁会計と企業会計が併存する会計業務を中心として、民間には無い専門知識を活かし、制度導入及び会計システムの開発・提供・サポートを行って、行政事務の効率化に寄与してまいりました。

現在までに、国(各省庁)、特殊法人、独立行政法人、国立大学法人、公益法人など、約300の顧客に、会計システムや出張旅費システム等を提供し、安定した業務を継続しております。

本年度は、政府関係法人の会計システムについては、サポートを継続するとともに、各システムのレベルアップに取り組みます。

また、出張旅費システムについてもサポートを継続するとともに、旅行業者等との連携など業務改善モデルの普及に取り組み、一層の拡大を目指します。

以上のほか、地方自治体関連法人等への拡大をめざし、行財政の情報化にかかる企画、調査、設計、開発支援など、新しい需要の開拓に取り組みます。

() 新地方公会計推進事業

国は、平成15年度から企業会計手法を応用した財務書類作成と公表を行っているところですが、国・地方が一体となって財政の透明化を図り財政の改革に取り組むため、地方自治体も国に準じた財務書類を作成するとの政府の方針が平成17年度に定められ、これに基づき、総務省は新地方公会計制度を策定し、これを平成20年度決算から実施するよう指示したところです。

研究所は、予算・企業会計併存にかかる専門知識をベースに、新地方公会計制度の基準策定に参画し、全国約700自治体に研修会を行うなど、新制度の普及活動を行ってまいりました。

但し、総務省策定の新地方公会計制度においては、正規版の「基準モデル」のほか、国方式と異なる暫定版の「改訂モデル」が提示され、後者は事務負担軽減のため固定資産台帳の段階的整備を許容していることから、平成20年度決算では、1800自治体の多くが暫定版を採用(ほとんどの県、政令市を含む)、基準モデルは約100に止まっています。

こうした状況のもとで、研究所は、基準モデルを中心として、平成20年度に29、21年度に新たに9、合計38の自治体に対し、新制度導入の支援を行いました。これら自治体は小数派とは云え、政令市3、東京都特別区3、県庁所在市2を含み総人口は1千万人を超えています。

また21年度は、初めて作成した新財務書類の分析に着手し、基準モデルが財政の実態を極めて正確かつ総合的に示し、今後の財政改革の貴重な資料となり得ることが実証されました。

こうして、新地方公会計制度は、平成21年度までを第1期とすることができ、今後は、基準モデル導入自治体では、決算業務のルーチン化、財政分析・財政改革への取組が主課題となり、暫定版採用自治体では、固定資産台帳整備と基準モデルへの転換が必須の課題となります。

研究所としては、本事業を、寄附行為に定める「国家的課題」への取組のなかでも最も重要な一環の事業と位置づけ、平成22～24年度を、新地方公会計推進の第2期として強力な展開を図ります。

このため、基準モデル採用自治体に対する支援の高度化を図るとともに、暫定版採用の自治体に対して、固定資産台帳整備の促進と基準モデルへの転換を強く働きかけ、地方財政透明化への大きな流れを作り出し、急速な事業拡大を目指します。

この活動を推進するため、研究所の内部体制を大幅に強化するとともに、国・自治体共同の体制の整備や、公認会計士、民間コンピュータ事業者、学者・研究者、教育機関等との協力・連携を広げます。

総務関係

1. 理事会・評議員会の開催

定例理事会・評議員会を3月及び6月に行います。